

大和市告示第68号

大和市公共下水道使用料過誤納返還金支払要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市公共下水道使用料過誤納返還金支払要綱

(目的)

第1条 この要綱は、過誤納に係る公共下水道使用料のうち地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第236条の規定により還付することができないものに相当する額(以下「還付不能額」という。)について、当該還付不能額及びその利息相当額(以下これらを「返還金」という。)を支払うことにより、公共下水道使用料を納付した者の不利益を救済し、もって下水道行政に対する信頼の確保を図ることを目的とする。

(支出の根拠)

第2条 返還金は、法第232条の2の規定により支出するものとする。

(返還金の支払対象者)

第3条 市長は、還付不能額が生じる原因となった公共下水道使用料の納付をした者又は相続人(包括受遺者を含み、相続人が2人以上の場合はその代表者。以下同じ。)(以下これらを「支払対象者」という。)に返還金を支払うものとする。

2 前項の場合において、相続人の代表者は相続人代表者指定届を市長に提出しなければならない。

3 市長は、還付不能額が虚偽その他不正な手段により生じた場合等において、返還金を支払うことが公益上不適切であると認められるときは、返還金を支払わないものとする。

(返還金の額の算定等)

第4条 返還金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 還付不能額

(2) 還付不能額に対する利息相当額

2 還付不能額は、第6条の規定により返還金の支払を決定する日(以下「支払決定日」という。)の属する年度及び当該年度の前10年間の範囲内(法第231条の3第4項の規定により還付を行うことができる期間を除く。)で、市の保存する帳票等により算定するものとする。ただし、支払対象者等が所持する領収書等により還付不能額が確認できるものについては、その前10年間の限度として算定の対象とするものとする。

3 第1項第2号に掲げる利息相当額は、同項第1号に掲げる還付不能額について、公共下水道使

用料領収書その他の書類で還付不能額の納付日が確認できる場合は当該納付日の翌日を起算日とし、納付日が確認できない場合は当該還付不能額が生じる原因となった賦課処分のあった年度の各期の納期限の日に納付があったものとみなしてその翌日を起算日とし、それぞれ当該起算日から支払決定日までの期間に対し、年5分の割合を乗じて得た額とする。

4 第2項の規定により各期ごとに算出された各年度の還付不能額若しくは前項の規定により算出された還付不能額に係る利息相当額に100円未満の端数があるとき、又は当該還付不能額若しくは当該利息相当額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(延滞金の取扱い)

第5条 返還金には当該下水道使用料の延滞金は含めないものとする。この場合において、下水道使用料領収書その他の書類により延滞金の納付が確認された場合も同様とする。

(返還金の決定)

第6条 市長は、返還金を支払う必要があると認めるときは、返還金の額を確定するとともに、支払対象者返還金支払決定通知書を送付するものとする。

(返還金の支払請求)

第7条 支払対象者は、前条の通知を受けたときは、返還金支払請求書を市長に提出するものとする。

(返還金の支払い)

第8条 市長は前条の規定による請求書を受領したときは、速やかに返還金を支払対象者に支払うものとする。

(返還金の返還)

第9条 市長は、虚偽その他不正な手段又は錯誤により返還金の支払を受けた者があるときは、返還金返納通知書により通知し、次に掲げる額の合計額を返還させるものとする。

(1) 支払を受けた返還金の額に相当する額

(2) 前号の額に係る利息相当額

2 前項第2号の利息相当額は、返還金の支払を受けた日から当該返還金に相当する額が市長に返還された日までの期間について、年5分の割合を乗じて得た額とする。ただし、その金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項第2号に掲げる利息相当額を減額し、又は免除することができる。

(様式)

第10条 この要綱で使用する書式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

別表（第10条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	相続人代表者指定届	第3条
第2号様式	返還金支払決定通知書	第6条
第3号様式	返還金支払請求書	第7条
第4号様式	返還金返納通知書	第9条